

第 3 回 臨 時 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (4月 27日) (金曜日)

開 会	6
開 議	6
日程第 1 会議録署名議員の指名	6
日程第 2 会期の決定	6
日程第 3 承認第 1 号専決処分 (日置市税条例の一部改正) につき承認を求めることについて	6
日程第 4 承認第 2 号専決処分 (日置市国民健康保険税条例の一部改正) につき承認を求め ることについて	6
日程第 5 承認第 3 号専決処分 (平成 18 年度日置市一般会計補正予算 (第 8 号)) につき承認 を求めることについて	6
宮路市長提案理由説明	6
益満総務企画部長	7
池満 渉君	8
益満総務企画部長	8
西菌典子さん	9
瀬川税務課長	9
西菌典子さん	9
瀬川税務課長	9
松尾公裕君	10
瀬川税務課長	10
池満 渉君	10
奥菌財政管財課長	11
池満 渉君	11
奥菌財政管財課長	11
日程第 6 議案第 54 号損害賠償額を定め和解することについて	12
日程第 7 議案第 55 号平成 19 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算 (第 1 号)	12
宮路市長提案理由説明	12
益満総務企画部長	12
坂口ルリ子さん	13

吉丸商工観光課長	1 3
益満総務企画部長	1 4
吉丸商工観光課長	1 4
坂口ルリ子さん	1 4
益満総務企画部長	1 4
坂口ルリ子さん	1 4
益満総務企画部長	1 4
池満 渉君	1 4
宮路市長	1 5
小園総務課長	1 5
池満 渉君	1 5
小園総務課長	1 5
益満総務企画部長	1 5
瀬川税務課長	1 6
閉 会	1 6

平成19年第3回(4月)日置市議会臨時会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
4月27日	金	本 会 議	開 会

2. 付議事件

議案番号	事 件 名
承認第 1号	専決処分(日置市税条例の一部改正)につき承認を求めることについて
承認第 2号	専決処分(日置市国民健康保険税条例の一部改正)につき承認を求めることについて
承認第 3号	専決処分(平成18年度日置市一般会計補正予算(第8号))につき承認を求めることについて
議案第54号	損害賠償額を定め和解することについて
議案第55号	平成19年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第1号)

第 1 号 (4 月 2 7 日)

議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	承認第 1号 専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
日程第 4	承認第 2号 専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
日程第 5	承認第 3号 専決処分（平成18年度日置市一般会計補正予算（第8号））につき承認を求めることについて
日程第 6	議案第54号 損害賠償額を定め和解することについて
日程第 7	議案第55号 平成19年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）

本会議（4月27日）（金曜）

出席議員 30名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西園典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野瑳や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
23番	畠中實弘君	24番	地頭所貞視君
25番	谷口正行君	26番	西峯尚平君
27番	佐藤彰矩君	28番	成田浩君
29番	鳩野哲盛君	30番	宇田栄君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	中村治君	議事調査係	家村毅君
次長兼議事調査係長	川崎美智也君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	湯田平浩美君
副市長	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	池上吉治君	教育次長	外園昭実君
東市来支所長	住吉伸一君	日吉支所長	下田平輝己君
吹上支所長	坂口文男君	総務課長	小園義徳君
財政管財課長	奥園正名君	企画課長補佐	平地純弘君

税務課長	瀬川利英君	商工観光課長	吉丸三郎君
市民生活課長	桜井健一君	福祉課長	豊辻重弘君
健康保険課長	脇忠男君	介護保険課長	満留雅彦君
農林水産課長	上園博文君	土木建設課長	樹治美君
都市計画課長	久保啓昭君	下水道課長	宮園光次君
水道課長	岡元義実君	教育総務課長	山之内修君
学校教育課長	町岡光弘君	社会教育課長	神之門透君
市民スポーツ課長	妙見義弘君	会計管理者	朴木義行君
農業委員会事務局長	大北節雄君		

午前10時00分開会

△開 会

○議長（宇田 栄君）

ただいまから平成19年第3回日置市議会臨時会を開会します。

△開 議

○議長（宇田 栄君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宇田 栄君）

日程第1、会議録署名議員を指名します。会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって佐藤彰矩君、成田浩君を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（宇田 栄君）

日程第2、会期の決定を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定しました。

△日程第3 承認第1号専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて

△日程第4 承認第2号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて

△日程第5 承認第3号専決処分（平成18年度日置市一般会計補正予算（第8号））につき承認を求めることについて

○議長（宇田 栄君）

日程第3、承認第1号専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについてから、日程第5、承認第3号専決処分（平成18年度日置市一般会計補正予算（第8号））につき承認を求めることについての3件を一括議題とします。

3件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

承認第1号は専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについてであります。

地方税法の一部を改正する法律が平成19年3月30日に公布されたことに伴い、緊急を要したため、日置市税条例の一部を改正したものであります。

次に、承認第2号は専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについてであります。

地方税法の一部を改正する法律が平成19年3月30日に公布されたことに伴い、緊急を要したため、日置市国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。

2件の内容につきましては後ほど総務企画部長に説明させます。

次に、承認第3号は専決処分（平成18年度日置市一般会計補正予算（第8号））につき承認を求めることについてであります。

今回の補正予算は地方交付税、国庫支出金、県支出金、分担金、諸収入及び地方債の確定並びに情報管理費、県議会議員選挙費の執行について、緊急を要したため予算措置したものであります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,108万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ242億8,039万9,000円とするものであります。

歳入では、地方交付税で普通交付税の追加配分により2,968万2,000円、特別交付税の確定により2億2,409万5,000円、合わせて2億5,377万7,000円を増額計上いたしました。

分担金で県営中山間地域総合整備事業費分担金の確定により260万2,000円を減額計上いたしました。国庫支出金で地域インターネット基盤施設整備事業費国庫補助金の確定により6,039万3,000円を減額計上いたしました。県補助金で鹿児島県市町村合併特例交付金の確定により455万4,000円を減額計上いたしました。繰入金で財政調整のために財政調整基金繰入金1億4,344万1,000円、施設整備基金繰入金6,400万円、合わせて2億744万1,000円を減額計上いたしました。諸収入で精神障害者ホームヘルプ派遣手数料過年度3万円を増額計上いたしました。市債で総務債の地域インターネット基盤施設整備事業、農林水産業債の県営中山間地域総合整備事業、県営農地浸食防止事業、広域漁港整備事業、江口浜海浜公園整備事業、県営かんがい排水事業、土木債の市道整備事業、土地区画整理事業、災害復旧債の現年補助農地農業用施設災害復旧事業、現年の補助公共土木施設災害復旧事業の追加配分及び事業費確定により3,990万円を減額計上いたしました。

歳出では、総務費で情報管理費の委託料、工事請負費、備品購入費、県議会議員選挙費の事業費確定により6,108万3,000円を減額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（益満昭人君）

それでは、承認第1号及び第2号につきまして補足して説明を申し上げます。

まず承認第1号でございますが、専決処分日置市税条例の一部改正につき承認を求める

ことについてでございます。別紙をお開きいただきますと、別紙で日置市税条例の一部を改正する条例というものでございますが、この条文ではなかなか理解ができないと思われるので、以前お配りしてございますA4版の横書きの概要につきまして内容説明をさせていただきますと思います。

まず、固定資産についてでございます。若干条文とは順序が異なりますけれども、既存住宅のバリアフリー改修を税制面から支援するため固定資産税の減額措置が創設されました。今回対象となりますバリアフリー改修は、平成19年4月1日から平成22年12月31日までに行われた改修工事で、廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室・トイレの改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、ドアの引き戸への取りかえ、床材の滑りどめ化のいずれかに該当するものでありまして、介護保険等からの補助を除く工事費の合計金額が30万円以上のもとなっております。このような工事をしたことを証明できる書類によりまして申告いただきますと、工事を施工した翌年度の対象住宅に係る固定資産税に限りまして3分の1が減額されることとなります。

続きまして、固定資産税のいわゆる駅中課税というものの改正でございます。日置市の場合該当するところはございませんけれども、鉄軌道用地の評価につきましては、現在その土地の形状や利用制約を理由に、沿接する土地の価格の3分の1の評価を行っているところでございますが、大都市などの駅ビルに見られるように駅構内の空きスペースに商業店舗等を展開することなど、鉄道施設と商業施設が混在化、重層化しているところがございます。このように複合的に利用されております土地の評価につきましては、運送の用に供する施設と運送以外の用に供する施設の面積の按分により評価することになったわけでございます。

次に、個人市民税についてでございます。上場株式の配当や譲渡益に係る軽減税率の適用が1年間延長されました。また、特定中小会社に対する個人投資家からの資金調達をサポートするために創設されました税優遇措置、いわゆるエンジェル税制について譲渡益及び譲渡損失の特例適用期限を2年間延長するものでございます。金融、証券税率等の軽減税率等の延長等につきましては、先ほどの国会の場等でも活発な議論がなされておりましたが、結果的に期限延長となったものでございます。

次に、国内居住者が租税条約相手国の社会保障制度に対して支払った社会保険料につきまして、社会保険料とみなして地方税の規定を適用することとなり、今回、社会保険料控除の対象となったものでございます。

続きまして、たばこ税については、昨年の7月の改正で附則に規定しておりましたけれども、今回の改正で本則に規定するものでございまして、税率についての変更はございません。

そこで、附則として3項目ございますが、まず施行期日の関係が附則の第1条でございます。それから第2条関係で市民税に関する経過措置、第3条で固定資産税に関する経過措置をうたっているところでございます。

次に、承認第2号の国民健康保険税に関する改正でございますが、これまでの課税限度額を53万円から56万円に引き上げようとするものでございまして、附則といたしまして、この条例は19年の4月1日から施行するものでございます。

適用区分で2項で、改正後の日置市国民健康保険税条例の規定は19年度以降の年度分の国民健康保険税に適用して、平成18年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によるものでございます。

今回の国民健康保険税の限度額の引き上げ

につきましては、平成9年度以来10年ぶりの引き上げとなるものでございます。

今回の引き上げによりまして日置市におきます影響を受ける世帯といたしましては、今のところ297世帯で、金額といたしまして891万円が増額となる見込みでございます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。まず、承認第1号について質疑ありませんか。

○16番（池満 渉君）

今回特に影響がありますのはバリアフリー改修に係る固定資産税の減額の措置ということですが、まず、規定をしてあります平成19年の4月1日から平成22年の12月31日までというふうに書いてございますが、これについてはいわゆる3年9カ月ぐらいになりますけれども、時限的な措置なのかということの一つお伺いをいたします。その以降はもうないのかということです。

それから、改修費のうち介護保険などからの補助を差し引くというようなことで、それ以上の30万円を超える分についてはということですが、翌年度に限り税額の3分の1をとということですが、こういった特典を市民の方々にどのような形で広報をされるのか、あるいは介護保険課も30万円については対象になりませんが、改修などをする市民の方々にこのような特典もありますよということで介護保険課などとの連携を通して広報をすべきだと思いますが、それらの今回の特典についての広報方、市民への周知方についての取り組みをお示しいただきたいと思っております。

○総務企画部長（益満昭人君）

現在のところ時限立法的な制度でございます。

それと、今後の広報等につきましては十分介護保険課等とも福祉課等とも連携をとって、

市の広報紙なりそれから月に2回出ておりますお知らせ版等を通じて十分お知らせをしてみたいと思っています。何しろことしの4月1日から行われます工事でございますので、それは翌年度から税が安くなるというものでございますので、そこらあたりまだ十分時間がありますので検討してみたいです。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○14番（西園典子さん）

上場株式などの配当譲渡益の特例及び適用期限についてお尋ねをしたいと思います。

これはなかなか私も理解しがたいところでございますが、ちょっとこうして調べたところによりますと、やはり世界的な日本の経済力をつけるとか、また貯蓄から投資への魅力をつけていく、そういうような目的でなされたように感じがいたします。これが本則課税が合わせて20%が10%に軽減されるのが延長されるということでございますが、結局はどのくらいの方々が、日置市においてどのくらいの方々が恩恵をこうむるのか、また税額がどのくらい減るのか、余り関係がないということなのか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○税務課長（瀬川利英君）

上場株式等の配当等についてですけれども、税額の影響額ということですが、基本的に配当等につきましては県の方に配当割交付金というふうな形で行きまして、そちらから市の方に交付金として入ってくるような形になってまいります。それにつきまして、株式の方ですけれども、平成19年度の県全体で2億3,437万3,000円程度を今のところ見込んでいるようでございます。このうち日置市に対しましては県全体の交付額の2.586%ぐらい、約606万1,000円ぐらいが上場株式の配当の方で交付されてい

るようであります。

それからもう1つの上場株式等の譲渡所得等についてですけれども、これについては県全体で1億9,004万5,000円程度が交付されておりまして、これにつきましても日置市の方には約491万5,000円現在交付されるというふうな形で見込んでおります。

以上です。

○14番（西園典子さん）

合わせて1,000万円ほどというような解釈、税収がふえるというようなふうに解釈して、——税が減るということですね。ですね。両方ですね。両方で2つでというような影響があるということですが、これ私はこの税金というのが、やはり貧しい方々はどちらかという、——ちょっと先ほどのはちょっと間違いであったかと思いますが、またそこはご指導いただけたらと思いますが、このいわゆる不労所得というところ、不労所得のところ税金をもうちょっと高く払わないといけないところが税額が下がるということになるんじゃないかと思いますが、本当に少しでも貯金を、貯金ができないという人が多いわけですが、余裕があったら貯金を少しでもしようと、でも貯金よりも株式の方に動かしていこうという話であるというふうに私も調べたところではあるようでございますが、やはりこういうような税のあり方、累進課税という払える人がたくさん払うという税金のあり方がだんだん崩れつつあるという一つのあらわれではないかというふうに私は解釈いたします。こういうことはそれが日置市として、どちらかといえば税収をたくさん納める人がどちらかといえば少ないというこの現状の日置市においてはどのようなお考えをお持ちかということ、住民の方々にお持ちかということをお聞きしたいと思います。

○税務課長（瀬川利英君）

少し私の先ほどの答弁に説明不足があった

ようでございます。先ほど言いました数字につきましては、現在の先ほどのいわゆる特例で10%になっているというふうな部分の中で、日置市に19年度予想される収入額がこの数字であります。今これだけが入ってくるであろうというふうな形が今後また2年間延長されるというふうになります。

で、この軽減税率が適用されたのが平成10年ごろだったんですけれども、このころの日経の平均株価が約8,000円というふうなことが言われておりまして、株式市場へのでこ入れというふうなこともありまして、思い切った特例措置というふうな形で制度がつけられたわけですが、現在では株価も2万7,000円程度に、（発言する者あり）大分そのころから比べますと株価も上がってきているというふうなことで、この税制につきましては、いわゆる金持ちの優遇税制ではないかというふうな非常に批判もあったわけなんですけれども、最近ではいわゆる個人投資家、いわゆるエンジェル税制の話でありましたけれども、個人投資家の増というふうなものもありまして、いわゆる中間所得者あるいは低所得者の方でも大分この証券税制の方へ証券の方への投資というふうなものを、国としてもまだてこ入れしていかなければならないというふうな判断の中から、この制度が1年間延長になったというふう聞いております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

次に、承認第2号について質疑ありませんか。

○21番（松尾公裕君）

この国民健康保険税のいわゆる上限額の引き上げということでございますが、53万円

から56万円に上がるということで、非常に国保税というのは我々住民にとっては国保を納めている者にとっては非常に重税感があるわけですが、所得税とか住民税とかございませうけれども、それよりももっとこの国保税というのが非常に重税感があるわけでありまして、納めたいけどとにかく自分たちの食べることが精いっぱいであるというようなことで納められないという方も結構たくさんいるわけでありませうけれども、今回のこの法律のこの改正というのは仕方がないと思っておりますけれども、昨年度未納者とか滞納者を調べてみますと実績で2億9,000万円の滞納額があるということで、非常に今後こういう引き上げがありますと課税限度額の引き上げがありますと、未納の方がまたふえてくるのではないのかなど、滞納者がふえていくのではないのかなど、そういう心配もするわけでありませうけれども、そこについての見方というのはどんな見方されていらっしゃるでしょうか。

○税務課長（瀬川利英君）

課税限度額が引き上がることによつての今のお話ですが、いわゆる税の平均税額が例えば今の53万円というふうなものであればその部分については非常に大きな影響もあるかと思っておりますけれども、これは課税の限度額ですので、一番高い税の人たちの部分が3万円だけ引き上がるというふうな形で、その下の部分の方々については今回のこの引き上げの中では影響を受けないというふうには考えているところでございます。

○議長（宇田 栄君）

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

次に、承認第3号について質疑ありませんか。

○16番（池満 渉君）

1点だけですが、地方交付税の中の特別交付税が2億5,000万円ほどふえましたけれどもこの主なものについて、主な内容についてお示しいただきたいと思います。どのような理由でこれだけがふえたのかということだけお示しをいただきたいと思います。

○財政管財課長（奥蘭正名君）

今回の特別交付税は国の政策のもとで出ているわけですが、主に本町が事業してる中で普通交付税の算定の中に入らない数値、こういうやつがこの中に上がってきまして、主に単独事業とかそれと災害復旧です。災害があったときの災害復旧事業費の金額とか、そういうのが主に算定されて、算定順位の中ではいろいろありますけれども、基本としては特別なということですので、災害復旧とかそういうのが主になってきております。

以上です。

○16番（池満 渉君）

大きな特筆すべきというようなことはないけれどもということではありますが、結果として基金からの繰り入れなどを繰り戻しをすると、余裕があるからということ。財調などへ繰り戻しをいたしましたけれども、この3月末の段階でいわゆる今回のこの交付税が確定した段階での財調の残高をお示しをいただきたいと思います。

○財政管財課長（奥蘭正名君）

財政調整基金は大体20年度末で今回の年度末で26億円程度というふうに算定をしておるところでございます。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第1号から承認第3号までの3件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、承認第1号から承認第3号までの3件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

次に、承認第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

次に、承認第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

- △日程第6 議案第54号損害賠償額を定め和解することについて
△日程第7 議案第55号平成19年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（宇田 栄君） 日程第6、議案第54号損害賠償額を定め和解することについて及び日程第7、議案第55号平成19年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題とします。

お諮りします。2件につきましては関連がありますので、市長から提案理由の説明を受けた後、一括して質疑、討論、採決を行うことにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。2件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第54号は、損害賠償額を定め和解することについてであります。

平成18年12月17日に鹿児島県南さつま市金峰町宮崎で発生した国民宿舎吹上砂丘荘マイクロバスによる交通死亡事故について、損害賠償額を定め和解を成立させたいので、地方自治法第96条第1項第12号及び13号の規定により提案するものであります。

内容につきましては後ほど総務企画部長に説明させます。

次に、議案第55号は、平成19年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正予算は、平成18年12月17日に鹿児島県南さつま市金峰町宮崎で発

生した国民宿舎吹上砂丘荘マイクロバスによる交通死亡事故についての和解金に伴う補正予算でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,051万4,000円とするものであります。

歳入では、事業収入で諸収入の公有自動車損害共済賠償金2,000万円を増額計上いたしました。歳出では、経営費で総務管理費の賠償金1,999万1,000円を増額計上いたしました。予備費で9,000円を増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（益満昭人君）

それでは、議案第54号につきまして補足説明をさせていただきます。

議案第54号は損害賠償額を定め和解することについてでございます。提案理由につきましては今市長の申したとおりでございます。別紙をあけていただきますと、相手方でございますが.....

.....。和解の概要でございますが、（1）で、市は本件和解金として金.....の支払い義務があることを認め支払う。（2）で、当事者双方は本件に関し、示談書に定めるほか、債権債務関係が存在しないことを相互に確認するものでございます。

資料といたしまして、事故の概要でございますが、発生の日時が平成18年12月17日午後9時22分ごろ、発生場所は鹿児島県南さつま市金峰町宮崎、発生日時の発生場所付近の天候、曇り、強風でございます。被害者が.....、死亡した人でございます。遺族といたしまして長女の.....さん、この人は先ほど申した住所でございます。もう1人長男が.....さんという

方がいらっしゃると思いますが、この人につきましては……………
……………でございます。

そういうことで、あと2枚あけていただきますと委任状を添付してございますが、これにつきましては、……………さんは……………さんの方に一切を委任するというので、交渉につきましては最終的には長女の方が委任されておるところでございます。運転手は国民宿舎吹上砂丘荘支配人寺脇正徳でございます。7番目に事故の経過でございますが、これにつきましてはお目通しをいただきたいと思えます。

1枚あけていただきまして右側のページでございますが、最終的に19年4月10日第7回目の遺族と協議を行いまして、遺族側が長女の……………氏、遺族からの依頼者保険代理人が増留氏、それから市側は全国市有物件災害共済会福田氏と商工観光課長の吉丸でございます。

遺族和解案についての合意ということでここに書いてございますが、遺族に対しまして損害賠償金……………を支払う、ただし既払い金、死亡診断書証明等9,200円もう払っておりますので、これを控除して残り残金の……………を支払う。本和解は、平成19年第3回の日置市議会臨時会において議決されたときにその効力が生じますよということを双方確認しているものでございます。

示談書につきましては写しを添付してございます。先ほど申しました委任状につきましてはこれも写しを添付してございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○18番（坂口ルリ子さん）

亡くなられた方にご冥福を祈りたいと思

ます。質問に移ります。私は議員になってこんな議会をたしか3回目です。1回目は伊集院中の熱中症で死んだ高野君というのが8月9日死んで、これは裁判に持ち込まれて、4,000万円というお金を支払った、そういう議会でした。次が角ひろしさんだっと思います。大田の防火用水に落ちて、そして裁判まではいかなかったと思いますが、子供たちからの請求で確か1,000万円ぐらいだったと思います。私が議員になる前にも平成8年上神殿で河川愛護で高松さんという方が65歳、亡くなられて、それも記憶に残っております。やはりとうとい命をこんなことでなくして、お金を払うのに私は反対する立場でないんですが、この金は実害はないんだからと市にとって実害はないんだからと軽くとらえておりますが、市としてこの災害保険ですね、こんななお互いの自治体が掛けている保険のことについて一つ、もう一つは、確か自治体には顧問弁護士というのがいるはずです。この顧問弁護士もこんなのにどうかかわったのか、それから示談と裁判をした場合の金額が差があるのかな、高野君は若かったからまだ今後の何とか方式で計算したら4,000万円になったのかなということを感じるわけですが、そんなところをいつも疑問に思っていましたので、お答えしてほしいと思えます。

○商工観光課長（吉丸三郎君）

まず、弁護士との接触でございますけれども、資料の中でも一応入れてございます。内容といたしましては示談をする時期の問題、そういうのをいつぐらいから始めた方がいいのか、そういう内容と、それとまず、遺族に対して市としてどれだけの誠意を見せていかなければならないのか、まずそういう取り決めをまず最初やってくれるというそういう回答をもらっております。それで中身につきましては、当然遺族が2人いるそういう部分に

については当然委任状とかそういう部分までちゃんとした書類をもらった方がいいんじゃないかというような内容でやっております。弁護士について以上でございます。

あと、示談とそれと裁判の問題ですけれども、当然今回は示談だけで終わったんですけれども、裁判がどれだけ費用になるのか、そこら辺はちょっとわかりませんが、今、日置市が加入してる保険会社の話では、弁護士とかそういう部分になれば少しランクが高いのかなという話も出ておりますけど、そう金額的には変わらないんじゃないかと。ただ相手がどれだけ日置市に対しての前向きな交渉相手になってくれるか、そこあたりもまた違ってくるのかと思っております。以上です。

○総務企画部長（益満昭人君）

保険のことでございますが、これにつきましては全国市有物件共済会というところに一括して掛けておりますので、この分が幾らこの分が幾らというものではございません。

以上でございます。（「金額」と呼ぶ者あり）保険の総額についてはここに持ち合わせておりませんので、後もって報告いたします。

○商工観光課長（吉丸三郎君）

済みません。保険の関係で一部分の金額になりますけれども、今回事故を起こしましたマイクロバスの損害賠償の掛け金の問題でありますけれども、自賠保険の方がバス1台につきまして1万8,070円ぐらいになっております。これは1万8,000円ちょっとほかの車とすると安いと思うんですけれども、当然車検が1年ですので2年にすれば3万6,000円ぐらいの自賠保険という考え方になります。それと任意保険でございますけれども対物で500万円、対人で無限でございます。この任意保険の掛け金が3万7,500円等であります。以上であります。

○18番（坂口ルリ子さん）

大体わかったんですが、顧問弁護士につい

て、私は1回確か高野君のときだったんですが顧問弁護士がだれかと聞いて、電話も聞いて、顧問弁護士とちょっと話したことがあります。そしたら、何か顧問弁護士が冷たい態度で私に接したので、ああ、顧問弁護士というのは住民側を守る弁護士じゃなくて当局を守る弁護士なんだなあと、ちょっと印象の悪いのがここにインプットされているわけですが、今、日置市が頼んでいる弁護士というのはどこの法律事務所でどんな人なのか、これはプライバシーじゃないと思うんですが、わかっていたらお願いします。

○総務企画部長（益満昭人君）

資料の中にその後の経緯ということで、（3）で平成19年1月16日、和田弁護士事務所に示談の進め方について相談をしましたと、この人が顧問弁護士でございます。

○18番（坂口ルリ子さん）

和田弁護士事務所というのはどこにあるんでしょうか。そして、この弁護士に払う年俵か月俸かわかりませんがどれぐらい払っているのかお願いします。

○総務企画部長（益満昭人君）

前の山下町にありました自治会館の裏にございます。今、消防局が入っておりますがビルがあります、その後ろ側でございます。それと、日置市になりまして顧問弁護士料を30万円年間払っておるようでございます。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○16番（池満 渉君）

16番。同じ、先ほどの坂口議員と同じように、まず被害者の富原様のご冥福をお祈りをいたします。あわせて、ご遺族の方々に心からお悔やみを申し上げたいと思います。そして、ご遺族の方々が和解、示談ということにに応じてくださったことにも敬意を表したいと思います。もちろん事故はあってはならないことではありますが、今回加害者とな

りました支配人、砂丘荘の支配人です、事故の教訓をしっかりと胸に受けとめて、このことによって決して萎縮することがないように、逆にこの富原様の遺志をしっかりと今後に生かせるような気持ちを持って頑張っていたいただきたいということを祈念をいたします。

さてそこでお尋ねをいたしますが、本市のすべての公用車について今回の教訓を生かすとするれば、公用車についてはこれらの万が一の事故に対する保険などの加入に漏れはないかと、そういったことに万全なのかということとをまずお伺いをいたしたいと思います。

それから、もう一つですが職員すべての、私たち議員ももちろんそうですが、個人が所有する自家用車、こういったものについては対人、対物といったものについてちゃんと保険加入をしているのか。もしかしたら職員の中に個人の所有する車について無保険者といったようなものがないのかということ懸念をいたしますが、そこら辺の状態はどうなんでしょうか。そしてこの事故をきっかけに市長として市職員全体に交通事故の防止、安全運転について改めて訓示をされたいと思っておりますが、そこら辺の働きかけ、今回の事故に関して市長がとられた職員への呼びかけをどのようなことをなされたかということをお伺いをいたします。

○市長（宮路高光君）

この事故が発生いたしまして、私もすぐ自宅の方に行かせていただき、大変お悔やみを申し上げた次第でございます。特に職員におきましてもかね日ごろこの交通事故を含めた、公用車だけじゃなく自分の管理する車を含めこの交通事故については徹底をいろんなあらゆる場で話をさせていただいておるところでございます。今回の事件のすぐ課長会等におきまして職員にこのような事故の報告の概要を含め、また再発防止に向けましたことにつきまして部課長等に私の方からすぐ訓示を

させていただきました。

また、今ご指摘の内容については若干また課長の方で補足説明をさせます。

○総務課長（小園義徳君）

職員に向けましては1月の23日から29日、全職員を対象にしまして法令講習を実施しております。それから、公用車の安全運転につきましても、安全運転マニュアルといったようなものも含めまして、発進とか停止とかいう部分につきましてそういうマニュアル等も含めて説明をいたしているところでございます。

自賠償に任意保険とか入っていない職員がいるのではないかとといったようなこともございましたけれども、その辺については完全に把握はいたしておりませんが、公用車の私用車伺いといったようなことでもその辺を確認しておりますので、いないと思っております。公用車はもうすべて入っております。

○16番（池満 渉君）

この個人の所有者については確認が完全できてないということですが、しっかりまた今後確認をしていただきたいと、個人所有者であっても公僕でございますので、そういった自覚をしっかり持っていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（小園義徳君）

今後その辺につきましては調査しまして加入の方を徹底してまいりたいといったようなことで考えております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○総務企画部長（益満昭人君）

先ほど坂口議員の質問の中で全体の保険料ということでございました。先ほど、この事故につきましては自賠償と任意共済ということにしてるわけでございますが、そのほかに市有の施設そういう物件については任意保険を年額375万3,686円ということで、

市の賠償に係りますそういうのがありましたらそういう保険を掛けているということでございます。

以上でございます。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第54号及び議案第55号の2件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第54号及び議案第55号の2件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これから採決を行います。

お諮りします。議案第54号及び議案第55号の2件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第54号及び議案第55号の2件は原案のとおり可決されました。

○税務課長（瀬川利英君）

先ほどちょっと発言の方で間違いがございました。平均株価2万7,000円と言いましたけれども1万7,000円でございます。申しわけありません。訂正いたします。

○議長（宇田 栄君）

以上で本日の日程は終了しました。本日はこれで散会します。

午前10時49分閉会

△閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 宇田 栄

日置市議会議員 佐藤 彰 矩

日置市議会議員 成田 浩